

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(中越森林計画区)

計 画 期 間 自 平成25年 4 月 1 日
 至 平成30年 3 月31日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進に重点を置いたものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進している。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林は、水源の涵養、森林とのふれあいや環境教育の場、林産物の産出など様々な働きをしている中で、国有林野に対しては、特に、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の働きに高い期待が寄せられており、公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを背景に、国有林野事業については、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図る仕組みの創設、特別会計を廃止し一般会計において実施、債務については国民負担とせず林産物収入等をもって返済するなどの所要の法律改正が平成 24 年 6 月に行われたところである。

この法律改正を踏まえ、今後は、国有林野の機能類型をあらためて5タイプに区分した上で、公益林として管理経営することとし、木材等生産機能については、タイプに応じた適切な施業で得られる木材を計画的に供給することで発揮していくこととする。

本計画は、これらのことを踏まえるとともに、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即すとともに、森林法第7条の2の規定に基づきたてられた国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の中越森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を関東森林管理局長が定めるものである。

今後、中越森林計画区における国有林野の管理経営はこの計画に基づき、関係行政機関や関係地方自治体等との連携を図りつつ、地域住民や国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

中越森林計画区の国有林野位置図



目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 森林計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	4
④ 緑の回廊	5
⑤ レクリエーションの森	5
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
(4) 政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	12
① 土砂流出・崩壊防備エリア	12
② 気象害防備エリア	12
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	13
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプ に関する事項	13
エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	14
(2) 地域ごとの機能類型の方向	15
ア 清津川地域	15
イ 魚野川地域	16
(ア) 魚野川地区	
(イ) 砂間川地区	
ウ 只見川上流地域	18
エ 刈谷田川地域	18
オ 五十嵐川地域	18

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	
に必要な事項	20
(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	20
(2) 林業事業体の育成	20
(3) 民有林と連携した施業の推進	20
(4) 森林・林業技術者等の育成等	20
(5) その他	20
4 主要事業の実施に関する事項	21
(1) 伐採総量	21
(2) 更新総量	21
(3) 保育総量	21
(4) 林道の開設及び改良の総量	21
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	22
1 巡視に関する事項	22
(1) 山火事防止等の森林保全管理	22
(2) 境界の保全管理	22
(3) 入林マナーの普及・啓発	22
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	22
3 特に保護を図るべき森林に関する事項	23
(1) 保護林	23
ア 森林生態系保護地域	23
イ 林木遺伝資源保存林	26
ウ 植物群落保護林	26
エ 特定動物生息地保護林	26
(2) 緑の回廊	26
4 その他必要な事項	29
(1) ツキノワグマ等による皮剥（樹皮剥ぎ）に関する事項	29
(2) 稀少猛禽類の生息に関する事項	29
(3) その他必要な事項	29
III 林産物の供給に関する事項	30
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	30
2 その他必要な事項	30

IV	国有林野の活用に関する事項	31
1	国有林野の活用の推進方針	31
(1)	レクリエーションの森	31
2	国有林野の活用の具体的手法	32
3	その他必要な事項	32
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	33
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	33
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	34
1	国民参加の森林に関する事項	34
2	分収林に関する事項	34
3	その他必要な事項	35
(1)	森林環境教育の推進	35
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	35
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	36
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	36
(1)	林業技術の開発	36
(2)	林業技術の指導・普及	36
2	地域の振興に関する事項	36
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、新潟県の中央部に位置し中越森林計画区[※]内の国有林野約104千haであり、当森林計画区の森林面積の31%を占めている。

当計画区の国有林野は、東部の福島県境に連なる越後山脈や南部の群馬県境に連なる三国山脈等に位置し、魚野川をはじめ、各河川の水源地にある。このため、水源かん養保安林[※]が国有林野面積の65%を占め、下流域の生活用水や稲作地帯の農業用水などの水がめとして重要な役割を担っている。

林況[※]は、スギ、カラマツを主体とする人工林が約63%を占めている。近年、ツキノワグマによる樹皮剥ぎ、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の被害が増加しており、その対策が必要となっている。天然林は、原生的なブナ、ミズナラ林やコナラを主体とした広葉樹二次林が多く分布している。

当計画区は、豊かな自然環境を背景に、「上信越高原国立公園」、「尾瀬国立公園」、「佐渡弥彦米山国定公園」、「越後三山只見国定公園」をはじめ多くの県立自然公園の指定地がある。

また、登山、スキー場等、四季折々の多様な森林景観や森林レクリエーション等の場を提供するなど、四季を通じて多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成24年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が9%(7.9千ha(育成単層林[※]4.8千ha、育成複層林[※]3.1千ha))、天然生林[※]が91%(81千ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

※【中越森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、新潟県では、上越、中越、下越、佐渡の4森林計画区に区画されています。

※【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

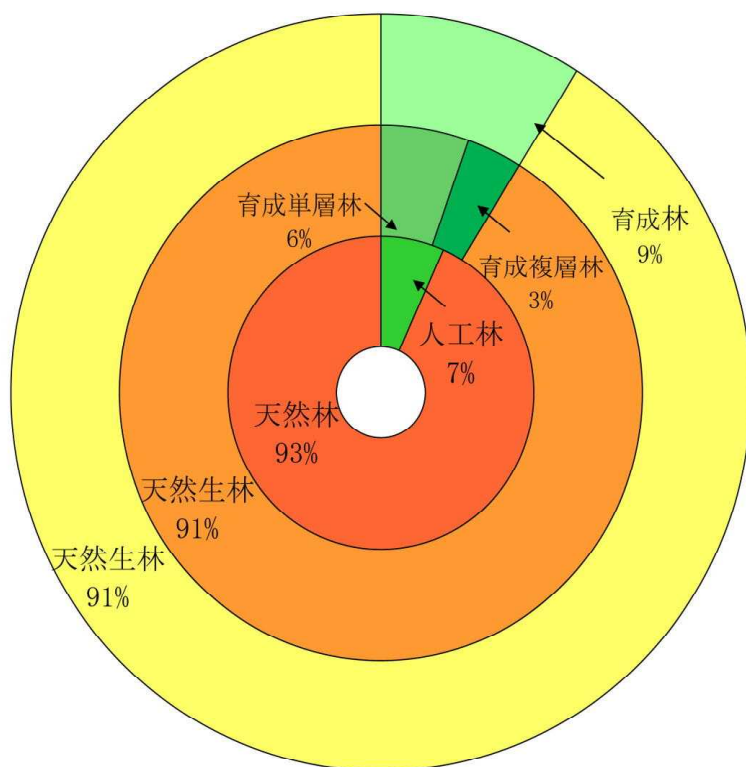
※【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

図－１－１ 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



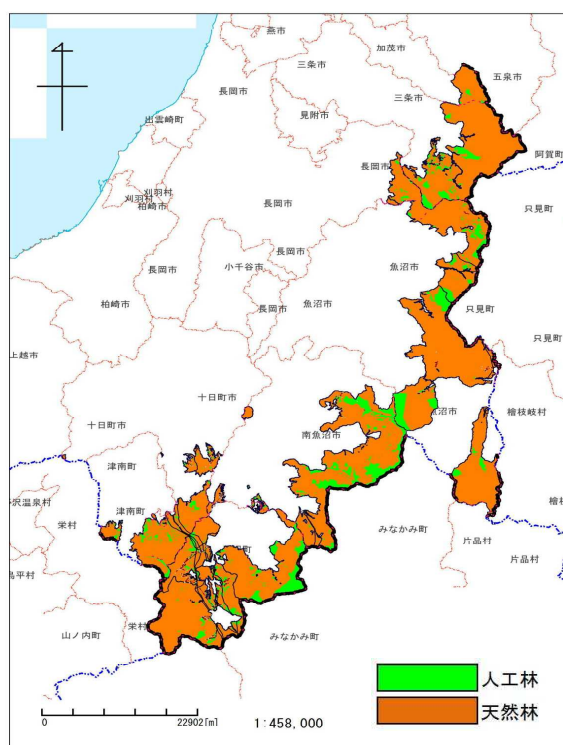
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

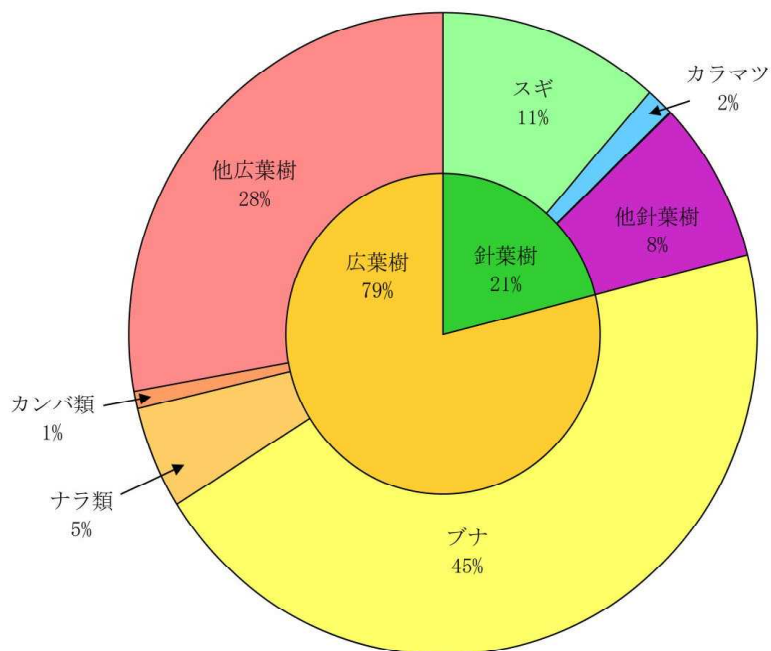
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図－１－２ 人工林、天然林及の分布状況



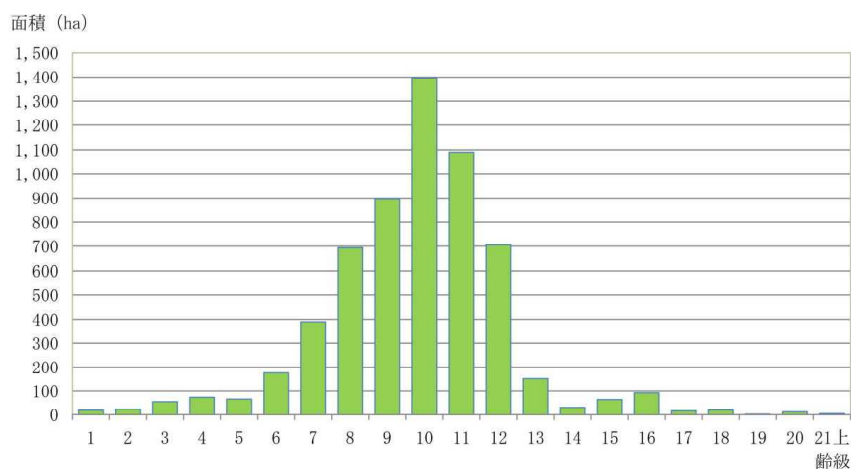
主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではスギ 914 千 m^3 、カラマツ 115 千 m^3 、アカマツ 3 千 m^3 、広葉樹ではブナ 3,602 千 m^3 、ナラ 411 千 m^3 、カンバ類 71 千 m^3 となっている。(図－2 参照)

図－2 主な樹種構成（材積比）



人工林について見ると、齢級構成は図－3のとおりであり、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 3 %、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 22 %、9 齢級以上の林分が 75 %となっている。

図－3 人工林の齢級*構成



※【齢級】

林齢（森林の年齢）を5年の幅でくくったもの。
1 齢級は 1 ～ 5 年生、
2 齢級は 6 ～ 10 年生、
10 齢級は 46 ～ 50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成24年度は、実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐[※]は、地球温暖化防止対策を進める中で積極的に実行したが、計画に対し材積で85%、面積で80%の実行結果となった。

主伐[※]は、概ね計画どおりに実行したが、実測の結果、材積増があったため、計画量を上回った。

(単位：材積 m^3)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	17,077	40,464 (613ha)	22,087	34,394 (490ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、間伐に含めた。

② 更新量

人工造林は、皆伐箇所の確実な更新[※]を図るため、順次造林を行ったが、前計画期間の後半に主伐した箇所の更新は本期計画期間で行うため、実行結果は76%にとどまった。

また、天然更新は、伐採終了後の5年目に更新完了調査を行い、更新完了基準[※]を満たした箇所について、更新するため、本計画期間において必要な調査を行うものである。

(単位：面積 ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	25	48	19	14

③ 保護林[※]

当計画区に設定している保護林は、現状を把握するためのモニタリング[※]調査を行っており、その結果、多様な環境下で成立する群落が確認され、保護林として生態系が維持されていることが確認された。

※【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

※【更新完了基準】

搬出完了後5年目に樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上、林地に均等に成立した時を目安とします。

※【保護林】

P23 以降具体的に説明

※【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	2	12,385	2	12,385
林木遺伝資源保存林	2	27	2	27
植物群落保護林	3	3,268	3	3,268
特定動物生息地保護林	2	5,282	2	5,282
計	9	20,962	9	20,962

④ 緑の回廊[※]

当計画区の緑の回廊は、野生動植物の生息・生育地の保護林間を結ぶことにより移動経路を確保し、種の保存や遺伝的な多様性を確保する目的で設定しており、目的に沿った管理経営を行ってきた。

※【緑の回廊】
P27 以降具体的に説明

(単位：面積 ha)

緑の回廊の名称	前計画期首		前計画期末	
	延 長	面 積	延 長	面 積
緑の回廊三国線	56	7,446	56	7,446
緑の回廊越後線	56	12,658	56	12,658
計	111	20,104	111	20,104

(注) 四捨五入の関係で、計は合わない。

⑤ レクリエーションの森[※]

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区ではレクリエーションの森として、やすらぎの場としての自然休養林、優れた自然環境を活用した自然観察教育林や風景林とともに、豊富な積雪を活用し、全国でも有数のスキー場エリアとして貢献している野外スポーツ地域など、四季を通じて多くの人々に利用されている。

※【レクリエーションの森】
優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(単位：面積 ha)

種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然休養林	1	2,140	1	2,140
自然観察教育林	5	656	5	656
森林スポーツ林	1	10	1	10
野外スポーツ地域	11	2,701	11	2,701
風景林	1	228	1	228
その他レクの森施設敷	16	31	16	31
	35	5,766	35	5,766

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分※に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性※の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・ 保安林及び緑の回廊の適切な維持・管理

イ 森林生態系※の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

※【機能類型区分】

P10 以降具体的に説明

※【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

※【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

※【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病害虫の早期発見のための巡視
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により裸地状態の減少
- ・ 沢沿い、急斜面等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

^{*}【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環

境教育等、森林と人とのふれあいの確保の場としてのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」[※]の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP[※]等の充実による情報発信

[※] 【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

[※] 【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給等、地域から求められる国有林野への期待に添えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	【流域保全】 平成23年7月に発生した新潟県・福島豪雨等による崩壊地及び荒廃した溪流等の復旧のため、45箇所の溪間工、39箇所の山腹工、1,079haの森林整備を計画。 【水源涵養機能の維持】 水源涵養タイプ育成林 5,800haのうち480haで森林整備（間伐）を計画。
共 生	【生活環境保全】 森林空間利用タイプ育成林 1,800haのうち170haにおいて間伐を計画。 【ふれあい】 ・学校等と連携した森林環境教育を推進。 ・ボランティア団体等へ国民参加の森林づくりの場を提供。
循 環	【木材の供給】 ・森林の持つ公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため75.3km（うち林業専用道11.1km）の路網の整備を計画。
地球温暖化防 止	育成林 7,900haのうち約600haの間伐を計画。天然生林* 81,000haのうち81%にあたる66,000haを保安林として保全。

*【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－１

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	13,988
	気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある）	—
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	55,998
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	8,770
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）	25,372
機能類型区分設定外			64
合 計			104,192

(注) 合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

山地災害防止タイプについては、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林 38,354ha（国土保全タイプ 13,763ha、水源かん養タイプ 24,591ha）としていたが、機能類型の見直しに伴い本計画では下表のとおりとしている。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	13,988	13,988	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

また、本計画における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	55,998	20,962

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

また、本計画における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	8,770	5,562

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプにおいては、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能の維持増進を図るため、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。具体的には、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、機能を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

また、前計画では、このタイプにあたる水土保持林（水源涵養タイプ）は 678ha であったが、本計画では下表のとおりとしている。これは、前計画では機能類型に区分されていた資源の循環利用林が廃止され、当タイプに編入したことと、前述の快適環境タイプに見直しているためである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積（単位：ha）

区 分	水源涵養タイプ
面 積	25,372

注）分収林については、契約に基づき伐採する。（ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う。）

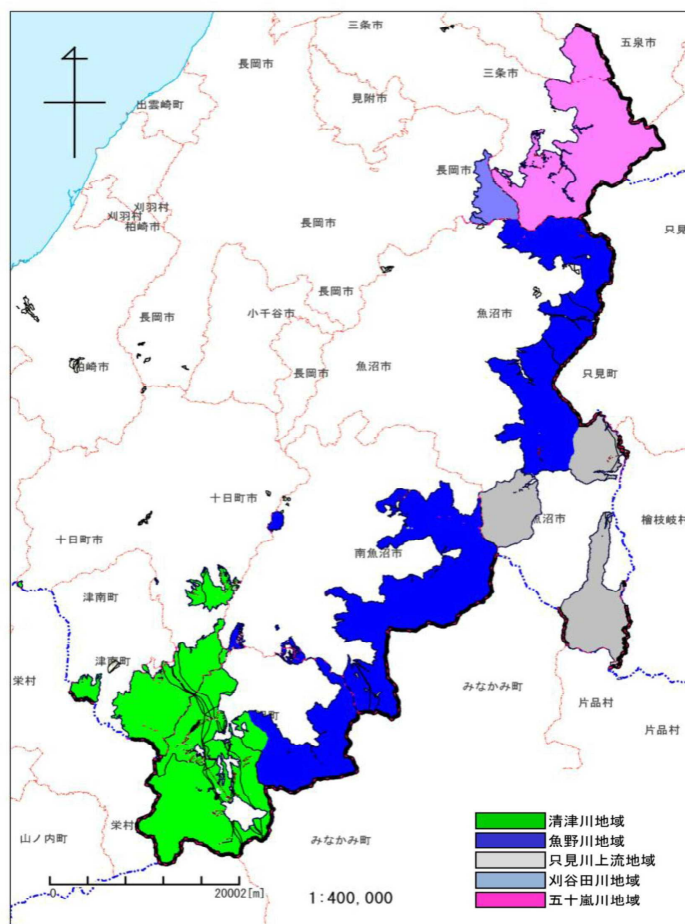
※【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、清津川地域、魚野川地域、只見川上流地域、刈谷田川地域、五十嵐川地域の5地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図－4 参照)

図－4



ア 清津川地域 (1～112、301～312、601 林班)

清津川地域は、三国山脈の三国山、苗場山等を源として北流し信濃川に注ぐ清津川の上流部及び野反湖・志賀高原等を源として北流し信濃川に注ぐ中津川中流部の地域である。

当地域は、豊富な積雪を活用した全国有数のスキー場エリアであり、上越新幹線及び関越高速自動車道等の高速交通網が整備され、首都圏からの到達時間が大幅に短縮されたことに伴い、多くのスキー客が訪れ、地域の観光産業に大きく寄与している。

また、当地域には「苗場ふれあいの郷[※]」が設置されており、四季を通じて保健休養の場として利用されていることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

[※] 【ふれあいの郷】

国民が森林づくり活動に参加していただく体験林業の場を提供し、併せて、その拠点となる森林の中の滞在施設数の提供を行っていく制度です。

清津川の上流部は、原生的な森林生態系が維持されているところから、佐武流山周辺森林生態系保護地域を設定するとともに、支流の釜川上流部の泥炭湿原及び湿原植物保護のため小松原湿原植物群落保護林を設定している。さらに、中流部には、日本三大渓谷の一つで名勝及び天然記念物に指定されている清津峡があり、柱状節理の荘厳さで知られており、今後も自然環境の保護を図るため、自然維持タイプに区分し、原生的な自然環境の維持及び生物多様性保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

二居ダム、河内沢及び湯ノ沢川周辺等、さらに、北西部に位置する外ノ川、小松原一帯の比較的地形の緩い箇所広がるブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の天然林及びスギ人工林については、渇水緩和や水質保全等が期待されていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

国道 17 号沿いの一部や奥清津発電所周辺等の急傾斜地については、集落及び道路等の施設が存在することから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

中津川右岸の小松原地区は、隣接民有地が野営場、スキー場等に利用されていること等から、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、同地区に隣接する急斜面及び高倉山北面は、土砂流出防備保安林に指定されていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 魚野川地域（113 ～ 172、205 ～ 252、278、279 林班）

魚野川地域は、当計画区の南東部に位置し、群馬県境をなす三国山脈沿いに国有林野が分布しており、南部の魚野川地区及び北部の破間川地区の 2 地区に細分される。

（ア）魚野川地区（113 ～ 172 林班）

魚野川地区は、谷川岳等を源として北流し信濃川に注ぐ魚野川の上流部及びその支流である登川、三国川、水無川の上流部である。

魚野川の中流部に位置する湯沢、石打及び八海山地区は、苗場地区と同様に高速交通網が整備され、利便性が向上したことにより、地域の観光産業に大きく寄与しており、スキー場等レクリエーションの森を設定していることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

魚野川源流部は、谷川岳を中心とする上信越高原国立公園に、支流の登川上流部は巻機山を中心とする魚沼連峰県立自然公園に、山岳信仰の山として名高い霊峰八海山は越後三山只見国定公園に指定され、ブナ、ミズナラ等の天然林が四季を通じて優れた景観を呈している。また、三国川

上流部の下津川岳、丹後山一帯は、利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域を設定しており、原始的なブナ、オオシラビソ、クロベ等の天然林と動植物の保護を図ることとしていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

毛渡沢周辺等や大源太川、登川及び宇田沢川流域は、湧水緩和や水質保全等の水源涵養機能を重点的に発揮させるため水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

国道 253 号沿いの一部や庄之又川、水無川周辺等の急傾斜地については、土砂流出防備保安林の指定や山地災害のおそれが高いことから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

(イ) 破間川地区（205 ～ 252、278、279 林班）

本地区は、浅草岳、守門岳等を源とする魚野川の支流の破間川上流部である。

本地区は、急峻な地形のなかにブナ、ミズナラ等の天然林が広がり、四季を通じて優れた景観を呈していることから、越後三山只見国定公園に指定されているとともに、守門岳周辺には、豪雪地帯におけるブナを主とする天然林保護のために守門岳ブナ植物群落保護林を設定している。

このため、自然維持タイプに区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

また、浅草岳西側は、比較的緩やかな山腹斜面が広がり、浅草岳の登山、県立エコミュージアムを中心とした自然観察等にも利用されていることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

破間川及び黒又川上流部等は、下流域の重要な水源地であることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

国道 252 号沿い等の急傾斜地については、土砂流出防備保安林の指定や山地災害のおそれが高いことから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 只見川上流地域（253 ～ 277 林班）

只見川上流地域は、尾瀬を源とする只見川の上流部で、大部分が尾瀬国立公園に指定され、また、厚生的な森林生態系を有していることから、利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域を設定している。さらに、奥只見ダム一带は、ブナ、ミズナラ等が急峻な地形と調和し、優れた景観を呈していることから、越後三山只見国定公園に指定されている。このため、自然維持タイプに区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

また、奥只見ダムと隣接する八崎地区には、豊富な積雪量を活かした春スキーを主体としたスキー場が建設されており、森林レクリエーションの場として提供していることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

エ 刈谷田川地域（201 ～ 204、280 ～ 283 林班）

刈谷田川地域は、越後山脈に位置する大岳を源として北流し信濃川に注ぐ刈谷田川の上流部に位置する。

本地域の大部分は、ブナ、ミズナラ等の天然林が、急峻な地形と調和し優れた景観を呈しており、奥早出栗守門県立自然公園に指定されていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

また、刈谷田川上流部の急傾斜地については、土砂の流出等のおそれが高いことから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、中腹部の比較的地形の緩い箇所は、刈谷田ダムの水源地域として重要であることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

オ 五十嵐川地域（401 ～ 441 林班）

五十嵐川地域は、越後山脈のに位置する守門岳、中の又山、矢筈岳、栗ヶ岳等を源として西流し信濃川に注ぐ五十嵐川の上流部で、ブナ、ミズナラ等の天然林が広がり、四季を通じて優れた景観を呈しており、ほぼ全域が越後三山只見国定公園及び奥早出栗守門県立自然公園に指定されている。

守門岳北面は、守門岳一帯の豪雪地におけるブナ等天然林を保護することを目的とした守門ブナ植物群落保護林を設定し、矢筈岳西側一帯は、笠堀ダム付近に生息するニホンカモシカを保護する特定動物生息地保護林を設定している。また、吉ヶ平にある雨生池に生息するアマゴイルリトンボを保護する雨生池アマゴイルリトンボ特定動物生息池保護林を設定している。このため、自然維持タイプに区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

福島県の奥会津地方へ通じる八十里越沿線には、ブナ、ミズナラ等の天然林が五十嵐川の溪谷と調和し、優れた景観を呈していることから、^{ぼたぼし}櫛橋風景林を設定している。このため、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記に区分されない大谷ダム上流部等の水源地域については、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム[※]の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

- (1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
県等と連携し、各種研修会の開催に取り組む。

- (2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を推進し、林業事業体の育成に努める。

- (3) 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営について民有林と国有林とが連携して推進していくため、施業の集約化や計画的な路網整備など効率的な施業を検討する。

- (4) 森林・林業技術者等の育成等

各種研修フィールドとして国有林野を提供し、林業技術の普及・啓発の場として活用する。

- (5) その他

県、市町村等と連携して、治山連絡会及び間伐材を利用した施設の現地検討会を開催する。

また、自然保護団体等と連携して、猛禽類に配慮した施業に関する研修会を開催する。

※【流域管理システム】

日本の森林は流域を単位として 158 に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備、森林作りや林業、木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量※ (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	18,876	46,415 (662)	72,991 《7,700》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量※で内書き
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	50	50	100

(3) 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計	189	31	64

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道※	7	8,734	52	66,525
うち林業専用道※	7	8,734	4	2,400

※【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

※【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

※【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

※【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、早春季から新緑季及び秋季等に林内が乾燥し山火事発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯にかけて位置している。また、複雑で急峻な地形が多く、雪崩や融雪災害等により、境界標識が亡失するおそがの多いことから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害やナラ枯れ等の被害に対しては、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、野生動植物の生息・生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では9箇所、21千haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うこととする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	2	12,385
林木遺伝資源保存林	2	27
植物群落保護林	3	3,268
特定動物生息地保護林	2	5,282
計	9	20,962

ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に「利根川源流部・燧ヶ岳周辺」及び「佐武流山周辺」森林生態系保護地域を設定している。これらの森林の取扱いは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、それぞれの森林生態系保護地域ごとに定めている「設定方針」に基づき適正に取り扱うものとする。

【参考】① 利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域設定方針 ー抜粋ー

◇ 保存地区

ア 管理に関する事項

保存地区の森林は、次の場合を除き原則として人手を加えず、自然の推移に委ねるものとする。

(ア) モニタリング調査

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の非常災害の復旧措置

(ウ) 入林者に周知を図るための標識類の設置等

(エ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

イ 利用に関する事項

保存地区の森林は、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとするがモニタリング（長期的変化の継続的観測、記録）生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為は、行うことができるものとする。

◇ 保全利用地区

ア 管理に関する事項

保全利用地区の森林は、木材生産を目的とした森林施業は行わないものとする。

(ア) 保全利用地区に外接する森林

保全利用地区に外接する森林は、森林生態系保護地域の急激な環境変化を避けるため、次のように取り扱うこととする。

① 天然林については、天然生林施業又は育成天然林施業を行う。

② 伐採方法は択伐とし、伐採率は30%以下とする。

イ 利用に関する事項

保全利用地区の森林は、保存地区の森林に環境変化の影響が直接及ばない範囲で、次により取り扱うことが出来るものとし、木材生産を目的とした森林施業は行わないこととする。

(ア) 自然観察、野外教育、森林レクリエーションの場としての活用及びこのために必要な道路、建物等の施設の整備

(イ) 危険木の伐倒及び除去

【参考】② 佐武流山周辺森林生態系保護地域設定方針 ー抜粋ー

◇ 保存地区

ア 管理に関する事項

保存地区の森林は、次の場合を除き原則として人手を加えず、自然の推移に委ねるものとする。

(ア) モニタリング調査

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊、地滑り等の非常災害の復旧措置

(ウ) 入林者に周知を図るための標識類の設置等

(エ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

イ 利用に関する事項

保存地区の森林は、原則として利用の対象とせず、厳正な保存を図ることとする。

但し、既設の歩道については、保存地区の徹底趣旨に反しない範囲での利用はできるものとする。

◇ 保全利用地区

ア 管理に関する事項

保全利用地区の森林は、木材生産を目的とした森林施業は行わないものとする。

(ア) 保全利用地区に外接する森林

保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境変化を避けるため、原則として木材生産のための皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業、又は、天然林施業を行うこととする。

イ 利用に関する事項

保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすとともに、自然観察教育及び森林レクリエーションの場としての役割も果たすことを旨とし、次の行為は認めるものとする。

(ア) 自然公園の利用計画に基づく、必要な施設等の設置及び整備

(イ) 大規模な開発を行わない森林レクリエーションのために必要な最低限の道路、建物等の設置

(ウ) 国土保全のための治山工事等及びその付帯工事

(エ) 保全利用地区の趣旨に反しない範囲での狩猟、山菜の採取等

(オ) 避難小屋周辺の維持管理

(カ) 電気事業用施設の維持管理

(キ) 赤湯温泉の運営上必要な施設の利用及び薪炭材の供給

イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

エ 特定動物生息地保護林

特定の動物の繁殖地、生息等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。

- ① 保護を図るべき動物の生態的特性に応じた生息環境を維持するために必要な場合に限り、伐採を行うことができるものとする。
- ② この場合、保護の対象とする動物の繁殖時期を避けることとする。

(2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上を資することを目的にしている。

当計画では、越後山脈沿いに位置する笠掘カモシカ特定動物生

息地保護林をはじめ、植物群落保護林等を連結し、利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域に至る緑の回廊越後線及び、利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域から三国山脈沿いを通り、佐武流山周辺森林生態系保護地域に至る区間を連結する緑の回廊三国線を設定している。

なお、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるため取組を推進するとともに、モニタリングを実施し、緑の回廊の維持管理に反映させることとする。

本緑の回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「緑の回廊設定方針」に基づき適切に取り扱うこととする

名 称	延長(km)	面 積 (ha)
緑の回廊三国線	56	7,446
緑の回廊越後線	56	12,657
計	111	20,103

(注) 四捨五入の関係で、計は合わない。

一緑の回廊設定方針(三国線・越後線)抜粋一

【参考】 緑の回廊の維持・整備及び管理に関する事項

◇ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

1 伐採に関する事項

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。
- (2) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。
- (3) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。
- (4) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。
- (5) 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施する。

2 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

◇ 緑の回廊の管理に関する事項

1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 緑の回廊に設定した林分に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応する。
- (3) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (4) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

2 施設の整備に関する事項

- (1) 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。

ア 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管理を適切に実施する。

イ 路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。

ウ 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、その維持管理に努める。

- (2) 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。

また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

4 その他必要な事項

(1) ツキノワグマ等による剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

近年、ツキノワグマ等による剥皮被害等が発生している。

剥皮が幹の全周に及ばない場合は、枯死に至らず、一見健全な森林に見えるため、剥皮の拡大状況を的確に把握することが難しく、被害が発生する条件やその防止に関する知見の集積は十分でない。

このため、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所や、分収林等を重点的に防除対策を行うとともに、地方公共団体等とも連携するなどにより、対策の充実に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

(3) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、人工林となっており、このうち5～8齢級（21～40年生）の間伐適期林分が22％、9齢級（41年生）以上の高齢級林分が75％を占めている。

このため、当面は、間伐適期林分や長伐期化（100～120年生）に向けた高齢級林分の間伐及び分収林契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石、山菜等副産物の供給に配慮することとする。

Ⅳ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、越後三山^{*}をはじめとした山岳や原生的なブナ林が分布するなど、豊かな自然環境を背景に自然公園に指定されている地域が多いとともに、山間部は国内有数の豪雪地帯であり、苗場山をはじめ群馬県境周辺には多くのスキー場が設置されている。

また、苗場山周辺に設定している自然休養林については、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として、地方公共団体等と連携して自然環境に配慮しつつ、安全性の高い施設整備等に努めるとともに、各種情報手段の活用を通じて、花、植物、紅葉、きのこ等四季折々の見所等の情報提供に努めることとする。

今後も、森林レクリエーションの場の提供や地域産業、経済の発展に寄与するための、国有林野の活動要望に応えることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、豊富な積雪を活用したスキー場などの野外スポーツ地域が多く、その他にも優れた自然環境を活用した自然観察教育林や風景林等のレクリエーションの森を設定している。

なお、計画区全体で前計画では、35箇所 5,766 h a を設定していたが、本計画では、33箇所 5,605 h a の設定とした。

これは、利用者の減少等により実施主体がスキー場及び野営場をそれぞれ廃止したことに伴うものである。

レクリエーションの森の管理経営については、Ⅰ－２－（１）－ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともにレクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

^{*}越後三山

新潟県魚沼市、南魚沼市に位置する八海山（1778m）・越後駒ヶ岳（2003m）・中ノ岳（2085m）の3つの山の総称。なかでも越後駒ヶ岳は魚沼駒ヶ岳とも呼ばれ、日本百名山のひとつです。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
自然休養林	1	2,140
自然観察教育林	5	656
森林スポーツ林	1	10
野外スポーツ地域	10	2,557
風景林	1	228
その他レクの森施設敷	15	14
総 数	33	5,605

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) きのこと、山菜等の産物採取－共用林野※契約等
- (2) ダム、道路等の公共用、地域産業の振興－貸付又は売払い
- (3) レクリエーション利用－使用許可等
- (4) ボランティア活動、森林教育の場合－協定等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

※【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。

利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものがみられ、その位置関係により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない民有林であること
- (2) 市町村整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する民有林又は当該区域に近接する民有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「ふれあいの森」、「遊々の森」を設定する。

なお、本計画において協定締結による国民参加の森づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) ふれあいの森

「ふれあいの森」は、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、魚沼市等が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
銀山平ふれあいの森	34.49	255 は ₁ 、は ₂ 、に、ほ、へ、と
苗場ふれあいの郷	0.20	84 ニ
鮭と鮎の森	0.23	81 ろ ₁

(2) 遊々の森

「遊々の森」は森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行うものである。

当計画区では、魚沼市が森林環境教育の場として活用していることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
浅草山麓遊々の森	230.42	216 り ₂ 、217 全

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

